

議第91号 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」といいます。）が一部改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義規定の整理をするものです。

2 改正の内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号。令和3年2月13日施行）による特措法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが見直され、特措法附則第1条の2の新型コロナウイルス感染症に関する特例の規定が削除されました。

呉市国民健康保険条例（昭和34年呉市条例第3号）では、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定において、「新型コロナウイルス感染症」の定義を「特措法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」としていますが、特措法の一部改正により特措法附則第1条の2が削除されたことに伴い、当該定義規定を整理するものです。

3 施行期日

公布の日